

		の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合(1月に1回を限度)	
	ターミナルケアマネジメント加算	在宅でお亡くなりになった利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者宅を本人又は家族の同意を得て訪問し、その心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合	4,000円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000円
減算	特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中する等した場合(指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
	運営基準減算	運営基準に沿った居宅介護支援を実施していない場合等	基本料金の5割の額
		上記の運営基準減算状態が2ヵ月以上継続している場合	算定しない
	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	同一敷地内、隣接する敷地内の建物又は同一の建物に居住する利用者の場合。 居宅支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者の場合	所定単位数の5%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置く)がなされていない場合	所定単位数の1%	

※端数処理のため、実際の支払合計額は個々の料金の合計額と若干異なる場合があります。